

現行計画	見直し案	備考
<p><b>主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大</b></p> <p><b>重点目標 (1) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）(※)の導入による女性の参画拡大</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の審議会等(※)委員における女性の割合は、目標数値を掲げて取り組んだことにより、平成20年度に40%を超え、その後も40%以上を維持しています。他の分野では、女性の割合は少しずつ増える方向にはあるものの低い状況にあります。</li> <li>世論調査では、「役職や公職に女性がもっとついただ方がよいと思うか」との問いについては、全ての役職、公職で「そう思う」と答えた者の割合が高くなっています。一方、就任の依頼があった場合の対応では、男性の方が女性よりも積極的です。</li> </ul> <p>○女性の参画状況 【表】</p> <p>○役職や公職に女性がもっとついただ方がよいと思うか 【表】</p> <p>○自分に就任依頼があった場合の対応 【表】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策・方針決定過程への女性の参画は、多様性に富んだ活力ある社会の実現に欠くことのできないものであり、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入など自主的な取組を促進し、女性のあらゆる分野への参画拡大を図っていく必要があります。</li> <li>「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という国の方針を踏まえて、積極的に取り組む必要があります。</li> </ul> <p><b>施策の方向 ①行政における女性の参画拡大</b></p> <p>(具体的施策) (担当：全部局)</p> <p>ア 審議会等委員における女性委員の登用率に目標数値を設定(平成32年度までに45%以上)</p> <p>イ 委員公募制の拡充</p> <p>ウ 県職員の女性役付職員の登用率に目標数値を設定</p> <p>エ 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の着実な推進</p> <p>オ 中学、高校の女性教員の採用増加と管理職への登用促進など事業主行動計画の策定、着実な推進</p>	<p><b>主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大</b></p> <p><b>重点目標 (1) 行政・民間部門等における女性の参画拡大</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の審議会等(※)委員における女性の割合は、目標数値を掲げて取り組んだことにより、平成20年度に40%を超え、その後も40%以上を維持しています。他の分野では、女性の割合は少しずつ増える方向にはあるものの低い状況にあります。</li> <li>世論調査では、「役職や公職に女性がもっとついただ方がよいと思うか」との問いについては、全ての役職、公職で「そう思う」と答えた者の割合が高くなっています。</li> </ul> <p>○女性の参画状況 【表】</p> <p>○役職や公職に女性がもっとついただ方がよいと思うか 【表】</p> <p>○自分に就任依頼があった場合の対応 【表】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策・方針決定過程への女性の参画は、<b>社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すものであり、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）(※)の導入など自主的な取組を促進し、女性のあらゆる分野への参画拡大を図っていく必要があります。</b></li> <li><b>国では、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指しており、国の方針を踏まえて積極的に取り組む必要があります。平成30年に議員立法により成立した「政治分野における男女共同参画推進法」に定められた施策を地方公共団体として着実に推進することが求められています。</b></li> </ul> <p><b>施策の方向 ①行政における女性の参画拡大</b></p> <p>(具体的施策) (担当：全部局)</p> <p>ア 審議会等委員における女性委員の登用率に目標数値を設定(令和12年度までに45%以上)</p> <p>イ 委員公募制の拡充</p> <p>ウ 県職員の女性役付職員の登用率に目標数値を設定</p> <p>エ 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の着実な推進</p> <p>オ 中学、高校の女性教員の採用増加と管理職への登用促進など事業主行動計画の策定、着実な推進</p>	<p>重点目標の修正</p> <p>就任依頼があった場合の対応について、世論調査項目から削除</p> <p>第5次計画の記載に沿って修正</p> <p>第5次計画に即して修正(202030目標が達成できなかったため)</p> <p>第5次計画の記載に沿って追記</p> <p>数値目標に沿って記載</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>カ 市町における審議会等委員への女性委員の登用率に目標数値を設定するなど女性の登用促進への支援など</p> <p>キ 市町における女性役付職員の登用率に目標数値を設定するなど女性の登用促進など事業主行動計画に基づく取組への支援</p> <p>ク 県の行事等への子ども連れによる参加促進</p> <p><b>施策の方向 ②民間部門における女性の参画拡大</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 全部局)</p> <p>ア 各種団体(自治会、PTAのほか経済団体、各種職能団体、職業団体、NPO等)の意思決定における女性の参画拡大に向け、各団体の代表や役員登用に自主的なクォータ制を導入しているような女性登用を促進するポジティブ・アクションを実施している団体の事例を参考に情報提供や意識啓発等に取り組み、自主的かつ実効的な取組を促進</p> <p>イ「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度」になることを目指した計画的な取組の促進</p> <p>(※) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)</p> <p>積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法において、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されており、愛媛県男女共同参画推進条例でも同じく定義されています。</p> <p>クォータ制(※)(割当制)やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式(※)など多種多様な手段があり、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置を推進することが重要です。</p> <p>(※) クォータ制: 人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。</p> <p>(※) ゴール・アンド・タイムテーブル方式: 達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式のこと。</p> <p>(※) 審議会等</p>	<p>カ 市町における審議会等委員への女性委員の登用率に目標数値を設定するなど女性の登用促進への支援など</p> <p>キ 市町における女性役付職員の登用率に目標数値を設定するなど女性の登用促進など事業主行動計画に基づく取組への支援</p> <p>ク 県の行事等への子ども連れによる参加促進</p> <p><b>施策の方向 ②民間部門における女性の参画拡大</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 全部局)</p> <p>ア 各種団体(自治会、PTAのほか経済団体、各種職能団体、職業団体、NPO等)の意思決定における女性の参画拡大に向け、各団体の代表や役員登用に自主的なクォータ制を導入しているような女性登用を促進するポジティブ・アクションを実施している団体の事例を参考に情報提供や意識啓発等に取り組み、自主的かつ実効的な取組を促進</p> <p>イ「<b>2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度</b>」となることを目指した計画的な取組の促進</p> <p><b>施策の方向 ③政治分野における男女共同参画の促進</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 総務部、県民環境部、議会事務局)</p> <p>ア <b>政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資する実態の調査及び情報の収集等を推進</b></p> <p>イ <b>政治分野における男女共同参画の推進について、理解を深める啓発活動の実施</b></p> <p>ウ <b>政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を推進するための環境整備</b></p> <p>(※) 審議会等</p> <p>政策の立案、運営に当たり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関で、審議会、委員会、協議会等の名称で呼ばれています。</p> <p>(※) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)</p> <p>積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法において、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されており、愛媛県男女共同参画推進条例でも同じく定義されています。</p> <p>クォータ制(※)(割当制)やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式(※)など多種多様な手段があり、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置を推進することが重要です。</p> <p>(※) クォータ制: 人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。</p> <p>(※) ゴール・アンド・タイムテーブル方式: 達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式のこと。</p>	<p>第5次計画に即して修正(202030目標が達成できなかったため)</p> <p>新たに施策の方向を追記</p> <p>重点目標の修正に伴い、並び順を変更</p> <p>重点目標の修正に伴い、並び順を変更</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>政策の立案、運営に当たり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関で、審議会、委員会、協議会等の名称で呼ばれています</p> <p><b>重点目標(2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の参画が進まない理由として、男性優位の組織運営や性差別等の意識、家族の協力不足などのほか、女性の積極性が十分でないことや能力開発(エンパワーメント)の機会が不十分であること等が考えられます。</li> </ul> <p>○政策決定の場への女性進出が進まない理由(複数回答)</p> <p>【表】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性が多様な能力を身に付け、積極的に社会に参画できる条件整備が必要です。</li> <li>女性人材の積極的な育成を図り、各地の女性グループ等の活動を支援する必要があります。</li> </ul> <p><b>施策の方向 ①女性の学習活動等の支援</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、教育委員会)</p> <p>ア「愛媛県女性人材リスト」の登録者数の拡充及び個人情報保護に十分配慮した人材情報の有効な活用による参画機会の拡大</p> <p>イ 企画力や提言力を身に付ける契機となる研修、講座等の機会の拡充</p> <p>ウ 県実施の各種講座修了生との連携協力</p> <p>エ 情報の収集、提供等女性が活動しやすい環境づくり</p> <p>オ 女性リーダーの育成支援</p> <p>カ エンパワーメントカレッジの開催等、男女共同参画の理念に基づいた生涯学習の推進</p> <p>キ 男女共同参画に関する夜間・休日講座や各地における講座等を拡充</p> <p>ク 企業等による女性の就業継続に向けた研修の実施等の支援(ライフプランニングやキャリア形成に総合的に対応した研修の実施やメンター制度導入、相談体制の整備に向けた研修など)</p> <p><b>施策の方向 ②交流・ネットワーク化への支援</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部)</p> <p>ア 男女共同参画社会づくりに向け活動する団体、グループの交流促進、連携強化</p> <p>イ 女性グループ等の活動への支援</p> <p>ウ 男女共同参画センター内の「情報発信コーナー」の充実</p> <p>エ 男女共同参画センターホームページの拡充</p>	<p><b>重点目標(2) 女性の能力開発(エンパワーメント) <u>(※)</u>等の支援</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の参画が進まない理由として、男性優位の組織運営や性差別等の意識、家族の協力不足などのほか、女性の積極性が十分でないことや能力開発(エンパワーメント)の機会が不十分であること等が考えられます。</li> </ul> <p>○政策決定の場への女性進出が進まない理由(複数回答)</p> <p>【表】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性が多様な能力を身に付け、積極的に社会に参画できる条件整備が必要です。</li> <li>女性人材の積極的な育成を図り、各地の女性グループ等の活動を支援する必要があります。</li> </ul> <p><u>・国では中核となる柱の一つに「SDGs <u>(※)</u>の担い手としての次世代・女性のエンパワーメント」を掲げており、国の方向性を踏まえて取組を進める必要があります。</u></p> <p><b>施策の方向 ①女性の学習活動等の支援</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、<u>経済労働部</u>、教育委員会)</p> <p>ア「愛媛県女性人材リスト」の登録者数の拡充及び個人情報保護に十分配慮した人材情報の有効な活用による参画機会の拡大</p> <p>イ 企画力や提言力を身に付ける契機となる研修、講座等の機会の拡充</p> <p>ウ 県実施の各種講座修了生との連携協力</p> <p>エ 情報の収集、提供等女性が活動しやすい環境づくり</p> <p>オ 女性リーダーの育成支援</p> <p>カ エンパワーメントカレッジの開催等、男女共同参画の理念に基づいた生涯学習の推進</p> <p>キ 男女共同参画に関する夜間・休日講座や各地における講座等を拡充</p> <p>ク 企業等による女性の就業継続に向けた研修の実施等の支援(ライフプランニングやキャリア形成に総合的に対応した研修の実施やメンター制度導入、相談体制の整備に向けた研修など)</p> <p><b>施策の方向 ②交流・ネットワーク化への支援</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、<u>経済労働部</u>)</p> <p>ア 男女共同参画社会づくりに向け活動する団体、グループの交流促進、連携強化</p> <p>イ 女性グループ等の活動への支援</p> <p>ウ 男女共同参画センター内の「情報発信コーナー」の充実</p> <p>エ 男女共同参画センターホームページの拡充</p>	<p>修正</p> <p>第5次計画を踏まえ、SDGsの取組を追記</p> <p>【経済労働部】を追加</p> <p>【経済労働部】を追加</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>オ「えひめ女性活躍推進協議会」など女性活躍の推進に向けた経済団体や関係機関との連携推進</p> <p>カ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるような各種支援策の情報提供</p> <p>(※) 女性のエンパワーメント 「男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと」をいいます。</p> <p><b>重点目標 (3) 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じたことから、改めて男女共同参画の観点の重要性が問われています。</li> <li>急速かつ大幅な人口減少に直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女共に希望に応じ安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる男女共同参画社会づくりが必要です。</li> <li>科学技術・学術分野における研究者に占める女性割合は、他の先進国と比べて低くなっています。</li> <li>県内には91か国、9,606人(平成27年6月末現在)の外国人が暮らしており、地域社会においても、異なる文化や価値観を持った人々と接する機会が多くなっています。</li> <li>様々な分野で、ボランティアやNPO(※)の活動など社会貢献活動への関心が高まっています。</li> </ul>	<p>オ「えひめ女性活躍推進協議会」など女性活躍の推進に向けた経済団体や関係機関との連携推進</p> <p>カ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるような各種支援策の情報提供</p> <p>(※) <b>女性の能力開発(エンパワーメント)</b> 「男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと」をいいます。</p> <p>(※) <b>SDGs</b> <u>持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。</u> <u>17のゴール、169のターゲットから構成され、ゴール5として「ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメント」を掲げるとともに、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受するべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を廃絶していくことなどが掲げられています。</u></p> <p><b>重点目標 (3) 防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じましたが、<u>それ以降の様々な自然災害においても、いまだ男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分浸透しているとは言えない状況であり、改めて男女共同参画の視点の重要性が問われています。</u></li> <li><u>「愛媛県地域防災計画」に男女共同参画の視点を明記し、取組を進めています。</u></li> <li>急速かつ大幅な人口減少に直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女共に希望に応じ安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる男女共同参画社会づくりが必要です。<u>特に女性が活躍できる地域社会の構築が地方創生の鍵となっています。</u></li> <li>科学技術・学術分野における研究者に占める女性割合は、他の先進国と比べて低くなっています。</li> <li>県内には99か国、13,540人(令和元年12月末現在)の外国人が暮らしており、地域社会においても、異なる文化や価値観を持った人々と接する機会が多くなっています。</li> <li>様々な分野で、ボランティアやNPO(※)の活動など社会貢献活動への関心が高まっています。</li> </ul>	<p>修正</p> <p>新たに追記</p> <p>重点目標の修正</p> <p>第5次計画の記載に沿って追記</p> <p>地域防災計画を記載</p> <p>第5次計画の記載に沿って追記</p> <p>時点修正</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>・ 地域社会において、外国人の異なる価値観、文化、生活習慣等を認め合うことが大切です。</p> <p>○防災・減災対策における男女共同参画の推進 【表】</p> <p>○様々な分野における男女共同参画の推進 【表】</p> <p>○地域における国際交流・協力の促進 【表】</p> <p>(課題)</p> <p>・ 災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から予防、応急、復旧等の全ての局面において女性が重要な役割を果たすことを認識し、女性の参画を拡大する必要があります。また、事前の備え、避難所運営、被災者支援等の実施に当たっても男女共同参画の視点を取り入れた取組の推進が求められます。</p> <p>・ 地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化や環境保全などの課題に、男女が共に参画して取り組んでいくことが必要です。</p> <p>・ 地域社会において、外国人の異なる価値観、文化、生活習慣等を認め合うことが大切です。</p> <p>・ 研究者の女性割合は依然として低く、科学技術・学術分野での男女共同参画の推進が求められています。</p> <p><b>施策の方向 ①防災・減災対策における平常時からの男女共同参画の推進</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部)</p> <p>ア 防災(災害復興を含む)に関する男女共同参画の推進</p> <p>イ 消防職員・警察官について、防災の現場への女性職員の配置促進</p> <p>ウ 消防団などにおいて女性が参画しやすい環境整備、女性消防団員の確保を促進</p> <p>エ 自主防災組織への女性の参画促進</p> <p>オ 男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理</p> <p><b>施策の方向 ②地域づくり、環境その他の分野における男女共同参画の推進</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 関係部局)</p> <p>ア まちづくりネットワークを活用した情報提供及び地域づくりにおける男女共同参画の推進</p> <p>イ 観光まちづくりの担い手となる住民グループ形成及び体験・交流プログラムの作成支援における男女共同参画の推進</p>	<p>・ 地域社会において、外国人の異なる価値観、文化、生活習慣等を認め合うことが大切です。</p> <p>○防災・減災対策における男女共同参画の推進 【表】</p> <p>○<b>地域における国際交流・協力の促進</b> 【表】</p> <p>○<b>様々な分野における男女共同参画の推進</b> 【表】</p> <p>(課題)</p> <p>・ 災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から予防、応急、復旧等の全ての局面において女性が重要な役割を果たすことを認識し、女性の参画を拡大する必要があります。また、事前の備え、避難所運営、被災者支援等の実施に当たっても男女共同参画の視点を取り入れた取組の推進が求められます。</p> <p>・ <b>全国的に若い女性の大都市圏へ転入超過数が増大しており、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、女性にとって魅力的な地域を作っていくことが必要です。</b></p> <p>・ 地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化や環境保全などの課題に、男女が共に参画して取り組んでいくことが必要です。</p> <p>・ 地域社会において、外国人の異なる価値観、文化、生活習慣等を認め合うことが大切です。</p> <p>・ 研究者の女性割合は依然として低く、科学技術・学術分野での男女共同参画の推進が求められています。</p> <p><b>施策の方向 ①災害対応における男女共同参画の視点の強化</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部)</p> <p>ア 防災(災害復興を含む)に関する男女共同参画の推進</p> <p>イ 消防職員・警察官について、防災の現場への女性職員の配置促進</p> <p>ウ 消防団などにおいて女性が参画しやすい環境整備、女性消防団員の確保を促進</p> <p>エ 自主防災組織への女性の参画促進</p> <p>オ 男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理</p> <p><b>施策の方向 ②地域づくり、環境その他の分野における男女共同参画の推進</b></p> <p>(具体的施策) (担当: <b>総務部、企画振興部、スポーツ・文化部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、農林水産部、土木部、教育委員会</b>)</p> <p>ア まちづくりネットワークを活用した情報提供及び地域づくりにおける男女共同参画の推進</p> <p>イ 観光まちづくりの担い手となる住民グループ形成及び体験・交流プログラムの作成支援における男女共同参画の推進</p>	<p>表題の修正</p> <p>表題の修正</p> <p>第5次計画の記載に沿って追記</p> <p>施策の方向を修正</p> <p>修正</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>ウ P T A、自治会、消防団、商工会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>エ 男女共同参画の視点を踏まえ、市町、男女共同参画センター、市町男女共同参画センター、大学、N P O、N G O、地縁団体、企業等地域活動を行っている団体との連携促進</p> <p>オ 環境保全に関する方針、施策等の決定過程での女性の参画促進</p> <p>カ 環境保全活動・環境学習等のグループ・団体等における男女共同参画の推進</p> <p>キ 自然公園において巡回、指導を行う自然保護指導員への女性の参加促進</p> <p><b>施策の方向 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 企画振興部、県民環境部)</p> <p>ア 科学技術・学術分野における女性の参画拡大</p> <p>イ 科学技術・学術分野における男女共同参画社会づくりに向けた活動(調査、研究、ネットワーク)への支援</p> <p>ウ 科学技術分野における女性の人材育成及び雇用について愛媛県科学技術振興指針への位置付け</p> <p>エ 女子学生・生徒の理工系分野の進路選択の支援</p> <p><b>施策の方向 ④地域における国際交流・協力の促進</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、経済労働部)</p> <p>ア 男女共同参画の視点に立って地域レベルで、開発途上国への技術支援や資金・物資援助など草の根国際協力を促進</p> <p>イ 地域における国際交流の促進</p> <p>ウ 男女共同参画に関する国際レベルでの情報の収集、提供(国際的なフォーラムや会議の情報提供等)</p> <p>エ 国際的視野を持ち、様々な分野で活躍する女性の活動支援施策</p> <p>(※) N P O Non Profit Organization の略。民間非営利組織という意味で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>特定非営利活動促進法(N P O法)は、ボランティア団体や市民団体などの民間非営利団体が、簡易に法人格を取得できるようにすることにより、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としており、認証を受けると特定非営利活動法人(N P O法人)となることができます。</p>	<p>ウ P T A、自治会、消防団、商工会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>エ 男女共同参画の視点を踏まえ、市町、男女共同参画センター、市町男女共同参画センター、大学、N P O、N G O、地縁団体、企業等地域活動を行っている団体との連携促進</p> <p>オ 環境保全に関する方針、施策等の決定過程での女性の参画促進</p> <p>カ 環境保全活動・環境学習等のグループ・団体等における男女共同参画の推進</p> <p>キ 自然公園において巡回、指導を行う自然保護指導員への女性の参加促進</p> <p><b>ク 社会資本の整備や維持管理を担う建設産業における女性の入職促進</b></p> <p><b>施策の方向 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 企画振興部、県民環境部、<b>教育委員会</b>)</p> <p>ア 科学技術・学術分野における女性の参画拡大</p> <p>イ 科学技術・学術分野における男女共同参画社会づくりに向けた活動(調査、研究、ネットワーク)への支援</p> <p>ウ 科学技術分野における女性の人材育成及び雇用について愛媛県科学技術振興指針への位置付け</p> <p>エ 女子学生・生徒の理工系分野の進路選択の支援</p> <p><b>施策の方向 ④地域における国際交流・協力の促進</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、経済労働部)</p> <p>ア 男女共同参画の視点に立って地域レベルで、開発途上国への技術支援や資金・物資援助など草の根国際協力を促進</p> <p>イ 地域における国際交流の促進</p> <p>ウ 男女共同参画に関する国際レベルでの情報の収集、提供(国際的なフォーラムや会議の情報提供等)</p> <p>エ 国際的視野を持ち、様々な分野で活躍する女性の活動支援施策</p> <p>(※) N P O Non Profit Organization の略。民間非営利組織という意味で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>特定非営利活動促進法(N P O法)は、ボランティア団体や市民団体などの民間非営利団体が、簡易に法人格を取得できるようにすることにより、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としており、認証を受けると特定非営利活動法人(N P O法人)となることができます。</p>	<p>追記</p> <p>【教育委員会】を追加</p>